

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
旅籠町八日町線	山形		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	山形市
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
柴橋日田線	寒河江		〃	〃	寒河江市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
長井駅海田線	長井		〃	〃	長井市
羽黒橋加茂線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
道形黄金線	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

## 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事 業 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
最上川流域下水道 (山形処理区)	山 形		流域下水道事業	工事費の1／2に相当する額	山 形 市
〃 ( 〃 )	上 山		〃	〃	上 山 市
〃 ( 〃 )	天 童		〃	〃	天 童 市
〃 ( 〃 )	東村山	山 辺	〃	〃	山 边 町
〃 ( 〃 )	〃	中 山	〃	〃	中 山 町
〃 (村山処理区)	天 童		〃	〃	天 童 市
〃 ( 〃 )	西村山	河 北	〃	〃	河 北 町
〃 ( 〃 )	村 山		〃	〃	村 山 市
〃 ( 〃 )	東 根		〃	〃	東 根 市
〃 ( 〃 )	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
〃 ( 〃 )	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 (〃)	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
〃 (〃)	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 (〃)	酒田		〃	〃	酒田市
〃 (〃)	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 (〃)	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

## 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道348号	山形		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	山形市
山形白鷹線	〃		〃	〃	〃
上山蔵王公園線	上山		〃	〃	上山市
山形山寺線	天童		〃	〃	天童市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
荒谷原崎線	〃		〃	〃	〃
天童高原山口線	〃		〃	〃	〃
日和田松川線	寒河江		〃	〃	寒河江市
貫見間沢線	西村山	西川	〃	〃	西川町
国道287号	〃	朝日	〃	〃	朝日町
白滝宮宿線	〃	〃	〃	〃	〃
山形天童線	東根		〃	〃	東根市
国道347号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
赤坂真室川線	新庄		〃	〃	新庄市
仁田山平岡線	最上	金山	〃	〃	金山町
砂子沢小又釜瀬線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
戸沢大蔵線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道287号	米沢		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	米沢市
〃	東置賜	川西	〃	〃	川西町
米沢飯豊線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
長井飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
菅野代堅苔沢線	〃		〃	〃	〃
面野山鶴岡線	〃		〃	〃	〃
湯田川羽前水沢停車場線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
余目松山線	〃		〃	〃	〃
〃	東田川	庄内	〃	〃	庄内町
比子八幡線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
下原山形停車場線	山形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
国道348号	上山		〃	〃	上山市
宮宿浮島線	西村山	朝日	〃	〃	朝日町
国道347号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
銀山温泉線	〃		〃	〃	〃
大石田名木沢線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
土内五日町線	新庄		〃	〃	新庄市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
舟形大蔵線	最上	舟形	雪寒関連事業	工事費の0.5／10に相当する額	舟形町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
米沢環状線	米沢		〃	〃	米沢市
綱木米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
玉庭時田糠野目線	〃		〃	〃	〃
米沢高畠線	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
米沢浅川高畠線	〃	〃	〃	〃	〃
口田沢川西線	〃	川西	〃	〃	川西町
長井停車場線	長井		〃	〃	長井市
国道348号	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
米沢飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
檍代鶴岡線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
国道345号	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
山形白鷹線	山形		側溝整備事業	工事費の1／10に相当する額	山形市
山形朝日線	〃		〃	〃	〃
山形永野線	〃		〃	〃	〃
妙見寺西藏王公園線	〃		〃	〃	〃
下原山形停車場線	〃		〃	〃	〃
白石上山線	上山		〃	〃	上山市
上山七ヶ宿線	〃		〃	〃	〃

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
上山蔵王公園線	上山		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	上山市
狸森上山線	〃		〃	〃	〃
萱平河崎線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
天童寒河江線	〃		〃	〃	〃
天童高原山口線	〃		〃	〃	〃
山形朝日線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
山形山辺線	〃	〃	〃	〃	〃
羽前山辺停車場線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	寒河江		〃	〃	寒河江市
天童河北線	西村山	河北	〃	〃	河北町
岩根沢綱取線	〃	西川	〃	〃	西川町
宮宿浮島線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
大江西川線	〃	大江	〃	〃	大江町
東根尾花沢線	東根		〃	〃	東根市
尾花沢関山線	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
新庄戸沢線	新庄		〃	〃	新庄市
新庄鮎川戸沢線	〃		〃	〃	〃
雄勝金山線	最上	金山	〃	〃	金山町
舟形大藏線	〃	舟形	〃	〃	舟形町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
新庄次年子村山線	最上	舟形	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	舟形町
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
新庄鮭川戸沢線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
米沢南陽白鷹線	南陽		〃	〃	南陽市
国道113号	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
国道287号	〃	川西	〃	〃	川西町
川西小国線	〃	〃	〃	〃	〃
長井大江線	長井		〃	〃	長井市
寺泉舟場線	〃		〃	〃	〃
五味沢小国線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
黒鴨鮎貝線	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
三瀬水沢線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
浜中余目線	〃		〃	〃	〃
余目加茂線	東田川	三川	〃	〃	三川町
羽黒立川線	〃	庄内	〃	〃	庄内町
十里塚遊佐線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

### 提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

## 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
若木	山形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	山形市
西向	〃		〃	〃	〃
町浦	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
大淀	村山		〃	〃	村山市
長善寺	〃		〃	〃	〃
銀山	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
木友	最上	舟形	〃	〃	舟形町
一の関	〃	〃	〃	〃	〃
平岡(1)	〃	真室川	〃	〃	真室川町
平岡下	〃	〃	〃	〃	〃
川口	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村
新道	〃	〃	〃	〃	〃
神田(2)	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
漆山(6)	南陽		〃	〃	南陽市
池黒(1)	〃		〃	〃	〃
平谷地	東置賜	川西	〃	〃	川西町

指定区域名	所在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
芦 沢	長 井		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	長 井 市
箕 和 田	西置賜	白 鷹	"	"	白 鷹 町
大林寺(6)	"	"	"	"	"
荒 砥	"	"	"	"	"
加 茂	鶴 岡		"	"	鶴 岡 市
鷺 嶽 沢	"		"	"	"
内 田 元	"		"	"	"
大 鈿	"		"	"	"
山 檜	酒 田		"	"	酒 田 市
村 前	"		"	"	"
道 ノ 上	"		"	"	"
大 道 東	"		"	"	"

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。